

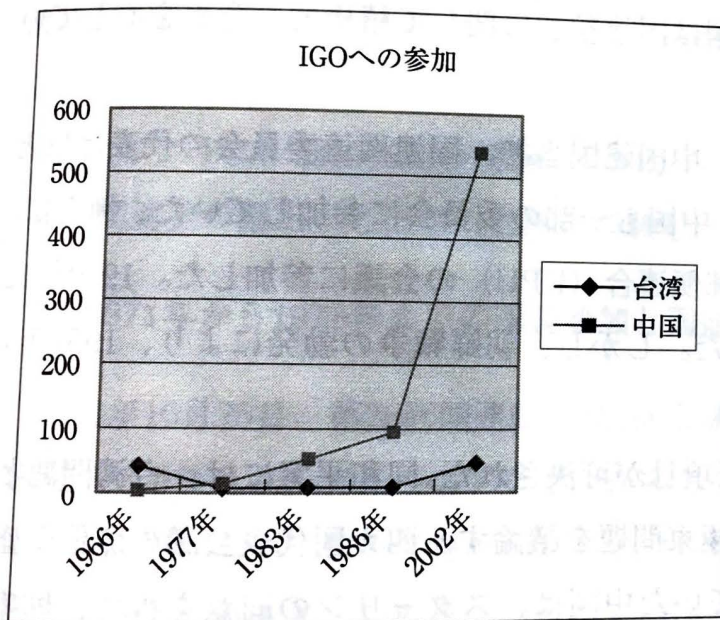
中国と国連

青山瑠妙

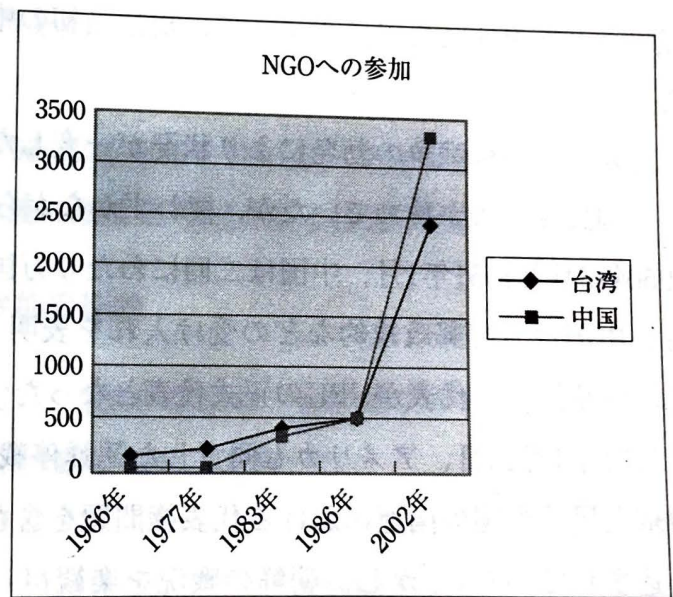
1. はじめに

次の図表1と図表2で示されたように、1971年以降、特に1980年代には入ってから、中国はすさまじいスピードで国際機関への参加を進めている。

図表 1



図表 2



Years of International Organizationsのデータより筆者作成

中国は、その持続的経済成長を背景に、国連やその他の多国間交渉の場において、存在力を増しているが、国際社会への中国の参加が国際社会にどのような影響を与えているのか、そして中国自身にどのような影響を与えているのか、さらに、国際社会への参加に際して中国がどのような課題を抱えているのか、といった問題をめぐり、研究者の間では常に論争が繰り広げられている。

本稿は、こうした問題意識から出発し、国連への参加過程を振り返った上で、平和維持活動(PKO)をケーススタディとして、中国の国際社会への参加問題を考えたい。

2. 中国と国連の歴史的経緯

① 1971年までにおける国連に対する中国のスタンス

国連創設に際して、中国の国民党と共産党（中共代表：董必武）の代表は双方ともに議論に参加し、国連憲章に署名していた。

1949年10月、中華人民共和国（以下、中国）設立当初から、国連における中国の代表権問題に中国指導者は非常に熱心であった。1949年11月15日、周恩来は国連に電報を出し、国連における中華人民共和国の権利を主張した。翌50年1月7日に、訪ソ中の毛沢東は、ソ連のアドバイスを受け入れ、国連安保理における国民党代表権を否定する声明を出すようにと中共中央に提案した。同1月13日、毛沢東は劉少奇宛の電報で国連における中国代表権に関する声明文を出すようにと再度指示した。²その後、毛沢東は担当者の具体的な人選では張聞天を推薦し、声明文を自ら起草した。³毛沢東の指示を受けた周恩来は国連事務総長に、1月19日中華人民共和国の国連代表団が結成されたこと、4月9日「団長は張聞天、団員は冀朝鼎、孟用潜、周士第など50人」との代表団構成メンバーを伝えた。⁴このように、樹立当初の中国は国連参加に関して積極的な意思を有していた。

しかし、朝鮮戦争の勃発により状況が一変した。中国建国当初、国連関連委員会の代表はほとんど国民党代表が務めていたが、極わずかながら、中国も一部の委員会に参加していた。例えば、1950年5月と1951年1月、中国は二回にわたり万国郵便連合（UPU）の会議に参加した。1950年12月、中国は万国郵政規約などの受け入れを表明した。しかし、朝鮮戦争の勃発により、1951年4月、中華民国の代表がUPUの正式代表となった。

1951年1月13日、アメリカも同意した朝鮮停戦五項目が可決された。同和平案には、台湾問題と中華人民共和国の国連における代表権問題を含む極東問題を議論する四カ国代表会議の開催が盛り込まれていた。しかし、朝鮮の戦況を楽観視していた中国は、スターリンの同意を得て、同案を拒否した。その後、中国の予想に反し、朝鮮の戦況は膠着状態に陥った。1951年6月13日、朝鮮戦争休戦交渉の方針について毛沢東は次のように指示した。「中国の国連入り問題については、彼らと駆け引きするために提出すべきだと考える。もしアメリカが台湾問題を別個に解決すべきだと強調する場合は、われわれは譲歩する。現在は朝鮮問題が先決の問題である」。⁵

このように、朝鮮戦争の勃発により、中華人民共和国の代表は国連の正式代表から退き、また、武力による台湾解放が不可能であるとの認識を有するように至った。特に1954年になると、台湾問題の解決は長期間を要する問題であるという認識を公にし、外交による解決に望みをかけた。中国はまずアメリカを除く西側諸国と統一戦線の結成に努め、そして、アメリカとの直接交渉に臨み、1956年には国民党、蒋介石に直接働きかけた。

しかし、中国のこうした外交戦略は必ずしも功を奏せず、早くも1956年から毛沢東はそれまでの積極的な外交政策から国連代表権の解決を急がない方針へ転換した。9月30日、インドネシア

のスカルノ大統領との会談の中で、中国の国連代表権問題、西側諸国との外交関係、中国に対する禁輸問題などに関して、毛沢東は時間をかけてこれらの問題を解決する方法も備えておく必要があると述べた。毛沢東から見れば、国内問題と台湾問題が当時の中国にとって最重要課題であったため、「帝国主義国家」との国交や貿易関係の促進は「むしろ5-6年、できれば11年後の第3次五ヶ年計画が終了する時点まで待ったほうが良い。その時になれば、大国であるが強国でない中国の状況が改められ、これらの問題が自ずと解決される」。⁶毛沢東のこのような考えは、成都会議や廬山会議を経て中国の外交政策として確立していったのである。

51年から国連における中国代表権問題の審議はずっと「棚上げ」の状態であったが、1963年、中国問題「重要事項」指定案（中国の国連加盟問題を、総会の三分の二以上の賛成を必要とする「重要事項」に指定する決議案）が国連で通過してから、中国の国連「復帰」はさらに難しくなった。このような状況の中、中国はアジアアフリカ第2回会議の開催を積極的に推進するなど、⁷国連そのものに対する関心が薄れた。1965年1月エドガー・スノーとの会談で、毛沢東は国連に参加しなくてもよいとの考えを示した。同1月、周恩来は「国連は誤りを改め、徹底的に機構を改革しなければならず、場合によっては別個に革命的国連を作っても良い」と述べ、⁸第二国連設立の考えを示唆した。

以上のように、建国当初の積極的参加から、1956年の参加を急がない方針を経て、1965年には「第二国連」の創出へと三つの段階を経験し、国連に対する中国の関心は低下する一方であった。

② 1971年から1978年までの国連参加と国連参加の原則

1971年10月25日、第26回国連総会第196会議で、「逆重要事項指定決議案」が棄権17、反対59、賛成55で否決され、アルバニアなどが提案した中国議席提案が通過した。

当時米中接近が秘密裏で進められていた。自ら提案国となっている「複合二重代表制」と「逆重要事項指定決議案」が可決されると見込んでいたキッシンジャーは葉剣英に対し、1971年には中国の国連入りが難しいし、しないほうがよいとの見解を示し、「もう一年待たなくては」と伝えた。他方同じ予想をしていた毛沢東も二つの中国を決して受け入れないとの原則に立脚し、「今年（1971年——筆者注）は国連入りしない」と再三にわたり指示を出した。⁹

1971年国連総会での投票結果はアメリカと中国の予想を裏切った結果となったため、中国はその対策に追われた。投票結果が中国に伝わった同日の夜7時、周恩来、葉剣英と外交部の姬鵬飛、喬冠華、韓念龍らが集まり、今後の方針として「国連参加の準備を整えてから1972年に代表団を派遣する」との結論に達した。¹⁰9時過ぎに周恩来らは毛沢東とさらに3時間ほど相談を重ねた。毛沢東はすぐに代表団を派遣する方針を示した。同席上、毛沢東は国連参加に際して、「提案国に対する感謝の表明」、「平和五原則の宣伝」、「第三世界に属し、小国への大国のいじめに反対する方針」といった中国の取るべき大原則についても合わせて指示した。¹¹

毛沢東の指示に従い、10月27日、外交部で「国連工作準備小組」が設立された。同小組の構成

メンバーは喬冠華、熊向暉、唐明照、章文晋、凌青の5人であった。国連参加に際する実務原則に関しては、7項目が設定された。¹² この7項目とは、1. 国連安保理、経済社会理事会などの国連主要機関しか参加しない。2. 会議参加に重点をおき、安保理の会議業務を重点対象とする。3. 「平等協調精神」に基づき、問題を議論する際に、まず友好国と相談する。4. 安保理では否決権を安易に行使しないなどの内容であった。そして、1971年11月、国連大使黄華¹³をはじめとする中国代表团（団長喬冠華、団員黄華、符浩、熊向暉、陳楚ら5人）が国連会議に正式に参加したのである。

以上のような「大原則」と「実務原則」からわかるように、1970年代の中国の国連参加は提案国を含めた第三世界を支援するスタンスを有しているが、重要な国連機構への「選択的参加」方式をとっていた。そして、安保理の場における否決権を安易に行使せず、国連の場を利用した非公式交渉をとらずに会議参加を重視するところに特徴があった。

こうした中国的特徴を作り出した理由には、当時国連活動を担える人材が不足していたこともあるが、外交官に課せられた厳しい規律もその一因となっていた。1950年11月伍修権が国連安保理の会議に参加した際の内部規律でも、仕事以外の外出は一切禁じられていた。¹⁴

国連安保理投票に際する自制と非公式交渉軽視の姿勢は、その後の中国国連活動には「先天的な」限界を与えたといえよう。1970年代領海200カイリ問題で発展途上国の要求を中国は支持し、¹⁵ 1974年4月鄧小平は国連第6回特別総会において「三つの世界論」を打ち出したが、しかしその後の国内の政治不安により、新国際経済秩序などで、第三世界を支持する大原則も特定の政策を具現化することはできなかった。この結果、「アフリカ諸国が中国を支持してくれない。タンザニアでさえも支持してくれない」と喬冠華がこぼす¹⁶ほど、中国と第三世界との距離がその後広がっていった。

③ 1978年以降の国連参加

A) 選択的参加から全面的参加へ

1978年以降、改革開放政策を取り始めた中国は重要な国連機構の「選択的参加」から「全面的参加」へと方向転換した。図表1と図表2で示されたように、特に1980年代に入ってから、政府機関とともに、NGO組織へも中国は積極的に参加した。

核軍縮、武器輸出、人権問題などに対しても、従来消極的な態度を示していた中国は、80年代以降、特に90年代には入ってから、国際条約への加盟は著しい増加傾向を示している。

国連に復帰した当初、黄華は国連総会で次のような発言を行い、国連に対する中国の評価を示した。黄華によれば、国連は国際紛争の緩和と緊張緩和、非植民地化の推進、正義の声表明の場の提供、各国の経済文化協力や難民救済などでは貢献しているが、軍縮や侵略制止、古い世界秩序の打破において限界がある。この発言の趣旨を反映した形で、中国は核実験禁止や核拡散防止といった問題には反対した。改革開放までの中国は国連の場で進められていた核軍縮に対して批

判的であった。

改革開放以降、中国がそれまでの姿勢を転換し、軍縮交渉に参加するようになった。第1回国連軍縮特別総会の結果、1979年ジュネーブに国連軍縮委員会を設置することが決定された。中国は1978年、軍縮会議に参加する予定であったが、準備不足のため断念した経緯があったという。¹⁷ 1979年後半中国は1980年の軍縮会議への参加を最終的に決定した。この結果、中国は、第1回軍縮委員会会議にはオブザーバー参加にとどまったが、第2回目から正式メンバーとして参加することになった。

第1回軍縮委員会に出席した頼亜力中国代表团団長が「総合軍縮案の主要内容に関する提案」を提出した。1982年第2回国連軍縮特別総会で黄華は「もし米ソが核兵器を50%削減するならば、中国政府も核兵器の開発と生産の停止、削減に応じる用意がある」と述べた。翌83年、中国はさらに「50%実行」から一歩進んで「50%実行への合意」という線まで引き上げた。核軍縮とともに、中国は1982年から宇宙兵器の開発配備の自制を求め、米ソの宇宙軍縮にも要求を突きつけた。1980年代において軍縮における米ソの責任を強調するこのような中国の姿勢に対し、「ただ乗り」との批判もあがった。¹⁸

しかし、1990年代に入ってから中国の姿勢はさらに変化した。図表3にまとめられた軍縮にかかわる主な条約に関する中国の調印状況から、1990年代になると中国はほとんどの条約に同意し、締結したことが理解できる。こうしたことは軍縮に関係する条約の締結率に反映されている。軍縮関係条約の中国の締結率は、1970年代は10-20%であったが、1996年には85-90%に達した。¹⁹

図表3

	中 国
南極条約 (Antarctic Treaty)	1983
大気圏内・宇宙空間および水中における核兵器実験を禁止する条約 (Partial Test Ban Treaty)	
宇宙条約 (Outer Space Treaty)	1983
トラテロルコ条約 (中南米核兵器禁止条約) (Treaty of Tlatelolco)	P II : 1974
核拡散防止条約 (NPT)	1992
海底条約 (Seabed Treaty)	1991
生物兵器禁止条約 (BW Convention)	1984
Enmod Convention	
"Inhuman Weapons" Convention	1982
ラロトンガ条約 (南太平洋非核地帯条約) Treaty of Rarotonga	P 2 : 1989 P 3 : 1989
CTBT	1996
中距離核戦力 (INF) 全廃条約	1997

出所：SIPRI Yearbook of international Armaments and Disarmament, 2004.

1984年、中国は核拡散防止の概念に賛同の意を示しはじめた。1991年秋には批判的な姿勢を見せていた²⁰核拡散防止条約（NPT）も中国は1992年に調印した。

冷戦終結後中国はおおよそ年2回ペースで核実験を行ってきたが、国際圧力に押された形で1993年中国は『核実験全面禁止条約』（CTBT）の必要性に言及し、「遅くとも1996年までに『核実験全面禁止条約』を締結するよう努力する」との声明を出した。そして1993年秋からCTBT交渉に参加し、1994年秋に国連の兵器用核分裂性物資生産禁止条約（カットオフ条約：fissile material production cutoff）の交渉に参加を表明した。その後も核実験を続けたが、1996年9月国連総会で採択された包括的核実験禁止条約（CTBT）に錢其琛外交部長が調印した。

同96年中国はIAEAの原子力安全に関する国際条約を批准し、アフリカ非核兵器地帯条約の議定書にも署名した。さらに97年に核拡散防止条約に基づく核技術の移転禁止品目を策定する多国間組織「ザンガー委員会」に正式に加盟した。

1984年中国は生物兵器禁止条約に署名し、1988年から国連に関連書類を提出することになった。1993年には化学兵器禁止条約に署名し、1997年に発効した。

国防予算の削減と「軍用品から民生品への生産転換」といった中国解放軍の改革の流れのなか、小火器核ミサイル、戦闘機までの中国兵器の海外輸出が急増した。兵器輸出に携わる主な会社は、中国北方工業公司・中国船舶工業公司・中国精密機械輸出入公司・中国電子輸出入公司・中国航空技術輸出入公司・中国原子力工業公司、解放軍系の「保利科技公司」（総参謀部装備部→総装備部）、旧国防科技工委系統の「新時代発展総公司」「遠望集団」「曉峰技術設備公司」などであった。

自衛のための武器、地域のバランスへの配慮、内政不干渉の3点は中国の兵器輸出の三原則である。しかし、中東や第三世界への中国による兵器輸出と輸出管理の不備に対して、特にアメリカから不満の声が強まった。そのため1990年代に入ってから、中国は軍ビジネスを禁止し、97年10月、「中華人民共和国軍品輸出管理条例」を公布した。²¹ 武器輸出に対する管理を厳しくした。武器輸出に関する管理は1. 輸出業者の登録制。2. 政府による許認可制。3. 最終ユーザと使用用途の証明書提出制度。4. 厳しい罰則などの7つの方法を通じて行われている。²² これら一連の措置を通じて、兵器輸出は国務院と中央軍事委員会の指導下におかれる国家軍品管理委員会が兵器輸出を管轄することとなった。

97年中国は「ザンガー委員会」に正式に加盟したとともに、9月には核兵器不拡散の国際義務の履行を明記した「核輸出管理条例」を公布し、アメリカの要求を受け入れ、民生品であるが軍事用の核技術開発に転用できる軍民両用の技術規定を同条例に盛り込んだ。また、2002年ミサイル輸出規制に関する国内法を公布した。中国はミサイル関連技術輸出規制（MTCR）に加盟しておらず、弾頭ミサイルの拡散に立ち向かうための国際行動規範（ICOC）にも参加していないことから、ミサイル拡散や領土紛争における中国の姿勢に批判的なまなざしが向けられた。こうした批判に反論する形で、中国はMTCR加盟国との交流や協議を強化する一方、²³ ミサイル拡散防

止条約の効果に疑問を提示、TMD開発によるミサイル拡散効果を指摘し、「一部の国の二重基準」を批判した。²⁴

以上のようにジュネーブの場における軍縮交渉に関して中国は積極的な役割を果たそうとしてきた。他方、アジア太平洋地域における地域軍縮に関しては1980年代を通じて中国が建設的な意見を提起することは少なかった。²⁵しかし、アジア金融危機以降、特に9.11事件以降、北朝鮮の核問題をめぐる中国の外交応酬、化学兵器禁止条約(CWC)の第2回アジア地域国内当局会議のホスト国を務めるなど、アジア太平洋地域における中国の地域レジームへの参加と役割は増大する一方である。

人権分野における中国の姿勢にも前進が見られた。1982年から中国は人権委員会の活動に参加した。2001年に中国は国連の人権A規約(経済的・社会的・文化的権利に関する国際条約)を批准している。生存権と発展権を強調する中国は市民的自由に関する国連人権B規約をまだ批准していないものの、一応前向きな姿勢を表明している。

このように、1980年代以降中国は猛烈なスピードで国際組織へ参加し、国際条約に調印している。こうした国際社会への参加プロセスから、中国は徐々に国際規範を受け入れ、国際システムの維持者としての役割を果たすようになった²⁶ことが伺える。

B) 「大国」と「発展途上国」のダブルスタンス

1978年以降、「第三世界に属し、第三世界と協議しながら行動する」という中国の国連参加の「大原則」にも変化が生じた。78年までは国連開発計画(UNDP)、国連工業開発機関(UNIDO)などへ拠出金と技術を提供するのみであったが、79年からは国連からの技術援助を受け入れるようになった。つまり1979年以降の国連参加に際して、中国は安全保障理事会常任理事国としての「大国」と、海外からの経済援助を必要とする「発展途上国」との二つの顔をともに持ち合わせる事となった。

人口開発委員会(Commission on Population and Development)の会議への参加は1972年からであったが、実質的な活動参加は1979年からであった。1979年から1998年の間に、中国は1135万ドルと210万人民元分の資金供与を行う一方で、1999年9月までに、1.77億ドル、123のプロジェクトの経済援助を受けた。

開発計画委員会(Committee for Development Planning)への参加も1972年からであったが、本格的な活動参加は78年からであった。1999年9月までに中国は、5.5億ドル、600のプロジェクトへの経済援助を受け、同委員会には、4548万ドルと2248万人民元分の資金供与を行った。

同様な現象は、国連食糧農業機関(FAO)、世界銀行グループ、国際通貨基金(IMF)、世界気象機関(WMO)、国際農業開発基金(IFAD)、国連工業開発機関などの国連関連機構と中国とのかわりに見られる。

かくして1980年代に入ってから、中国は「自給自足」の原則、「経済主権」への固執を切り捨

て、援助国として「大国」、被援助国としての「発展途上国」のダブルスタンスで国連活動にかかわるようになった。

第三世界を支援する原則は、国連復帰直後に国連活動にかかわった第2世代指導者鄧小平には依然として貫かれていたようである。1981年の国連事務総長選挙に際し、オーストリア人のクルト・ワルトハイムの三期目の選出を支持するかをめぐり中国はその決断を躊躇していた。他の常任理事国と異なる票を投じることは中国にとって重大な決断であったが、第三世界への支持を示すため、鄧小平はクルト・ワルトハイムの続投に否決する票を投じるように指示した。²⁷そして、ペルーのハビエル・ペレス・デクエヤルが1982年からの国連事務総長に就任する。ハビエル・ペレス・デクエヤル国連事務総長が2回目の訪中（87年5月）の際に、鄧小平は当時の中国の否決権の行使が正しかったと主張し、先進国以外の代表が国連事務総長を務めることの大切さを強調した。

さらに、1984年10月、訪中したガユーム・モルジブ大統領に対し、鄧小平は「常任理事国としての中国の1票は第三世界のものであり、中国は第三世界の一員である」と発言した。²⁸

しかし毛沢東時代と異なり、第三世界への支援に対しての当時最高指導者であった鄧小平の積極的な姿勢がたびたび見られるものの、「全方位外交」を掲げ、経済発展を至上命題とする中国が第三世界のリーダー的な役割を常に果たすものではなかった。「第三世界との団結ならびに第三世界への支持」は中国のスローガンの政策（Declaratory Policy）ではあるが、実行政策（Operational Policy）ではなかった。²⁹

1989年の天安門事件とその後の冷戦の終結が中国を取り巻く国際環境を一変させた。国際環境の劇的な変化に伴い、国連に対する中国の認識もおのずと変化を見せた。それまで中国は国連の役割を「日増しに顕著になりつつある」と高く評価していたが、天安門事件以降西側諸国の内政干渉の動向に警戒を高めた。1996年以降、近隣諸国外交、先進国外交、発展途上国外交、アメリカ外交という四つの方向性を有する外交政策へと本格的に転換するなか、中国は「第三世界」との結束を再び図ろうとした。それは1996年から97年にかけての江沢民、李鵬のアフリカ歴訪から始動した。中国アフリカ協力フォーラムが2000年10月北京で開催され、中国と発展途上国との関係強化の場が作り出された。

しかし、鄧小平時代を経験した中国にとって、第三世界との再結束は容易な課題ではない。国際社会への参加が深まるにつれ、発展途上国間の連携よりも競合性がいっそう鮮明となった。また、第三世界の基準には、歴史（殖民地化された共通経験）、経済（発展途上国）、人種（non-white）、文化（non-Western）、地理的（アジア、アフリカ、ラテンアメリカ）、政治的（nonaligned非同盟）と多岐にわたる意味合いを持ち合わせているが、³⁰特に第三世界の政治的意味が薄れてきた冷戦後の今日において、第三世界を結束させる共通性の創出が一層難しくなっているといえる。

中国は石油などのエネルギー協力を含む経済協力を推し進めた結果、2003年の中国アフリカ貿

易額は180億ドルを記録した。このように、第三世界外交の重要性を一貫して訴えてきた中国は中国アフリカ協力フォーラムを持続させる一方で、主に経済連携を中心に第三世界へコミットしている。

中国は国連の場において「大国」と「発展途上国」のダブルスタンスを持ち続けようとしている。「発展途上国」というスタンスには二つの意味を有している。一つは経済的に立ち遅れている被援助国としての中国のスタンスである。もう一つは第三世界を支持する外交スタンスである。経済成長を背景に、「発展途上国」としての中国への国連経済援助は「右肩下がり」をたどっている。他方、核問題、宇宙利用などの問題で中国は発展途上国よりもアメリカやロシアと共通利益を共有し、「単純に南北で割り切れない中国の微妙な立場がある」との指摘³¹する学者があるなど、外交スタンスとしての発展途上国の立場への舵取りは口で言うほど容易ではないようである。

C) 国連参加に際しての実務原則

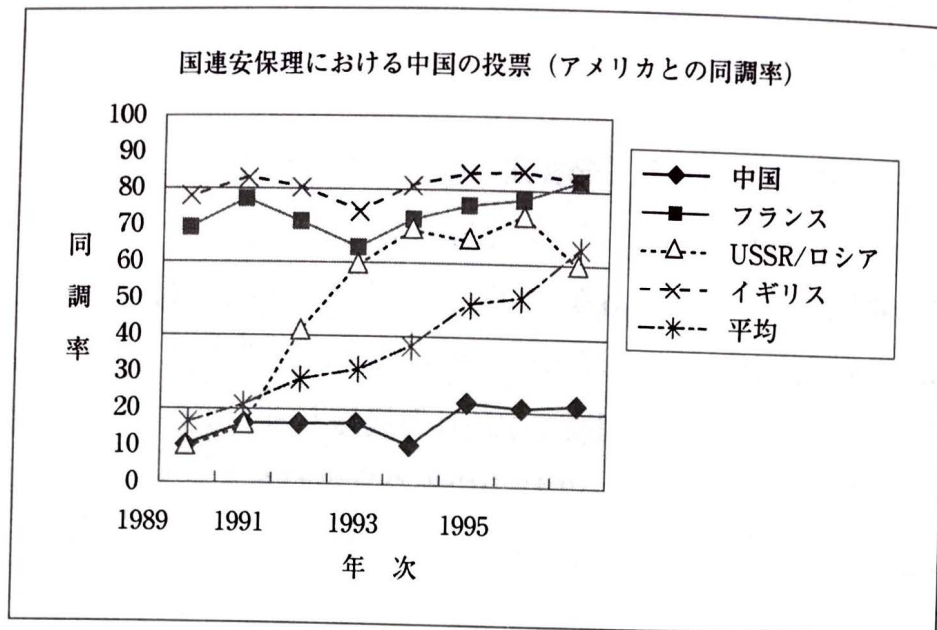
前述したように、国連復帰に際して中国が定めた実務原則は、会議参加に重心を置き、安易に否決権を投じないといったものであった。

こうした原則は30年後の今も貫かれている。台湾問題と中国の安全が著しく脅かされるという二つのケース以外は、国連における中国の姿勢はきわめて受身であり、原則を強調するが、建設的な意見を提起することはない。³² 投票行動から見えても、1990年から1995年の安保理投票で、中国は棄権票26回、条件付賛成票21回、ほかすべて賛成票を投じた。³³ 安保理常任理事国の5カ国の間で、中国の棄権率は65%を占めている（1990年から1996年）。³⁴ 中国の棄権票は暗黙の賛成、実質的反対と見ることができる。

天安門事件後、国際的孤立から中国を脱出させた契機の一つを提供したのは、1990年8月に始まった湾岸危機であった。国連安保理におけるイラクに対する武力行使決議に際し、中国は拒否権を行使せず棄権したことで示された西側に対する中国の協調姿勢が武器輸出を除く対中制裁の全面解除や米中の関係改善を加速した。これ以降、安保理でリビア制裁措置（92年3月）、ユーゴ制裁措置（92年5月）、および北朝鮮NPT脱退問題（93年5月、11月）などにつき決議案が採択される場合にも、中国は拒否権を発動せず棄権票を投じた。国連安保理における中国の投票はアメリカの対中譲歩を引き出すための外交戦術と化したといわれている。³⁵

しかし、1971年から時系列的に見た場合は、安保理で一致しなかった提案に関する米中協調係数は、1971年10月から1978年12月までは0.47、1979年1月から1989年6月は0.53、1989年6月から1997年3月までは0.44であった。他方、米ソの協調係数は同時期それぞれ0.65、0.63、0.69であった。³⁶ つまり、79年から89年は米中蜜月期であったが、実際には米中よりも中ソのほうがより戦略的共通性があったといえよう。

図表4



Samuel S. Kim, "China and the United Nations" (Elizabeth Economy & Michel Oksenberg ed., *China Joins the World: Progress and Prospects*, New York: Council on Foreign Relations Press, 1999, p.50) のデータより筆者作成

上記の図表4で表している安保理常任理事国がアメリカと同じ票を投じる比率からみれば、1990年代後半から中国はアメリカに同調する割合が上昇し、20%を超えるようになったものの、アメリカにとっては依然として常任理事国の5カ国の中では最も「異質の国」であるといえよう。

以上のように、国連安保理の場において、中国は実質的にアメリカと異なる主張を有しながらも、対米協調姿勢を示すために棄権票を投じている。サミュエル・キム (Samuel S. Kim) は、中国のこうした行動は「国連の公益や国際秩序の維持に無関心であり、国益のみを追求する」外交姿勢の表れであるとして指摘し、中国の国連戦略はエンゲージでもなく、妨害でもなく自国の安全保障と経済の利益を最大限に、責任を最小限にする戦略 (Maxi-mini戦略) であると主張する。³⁷

中国は1971年に国連に復帰したが、80年代半ばごろになってやっと国家主導のもとで国連に関する研究が取り組まれた。³⁸ 国連に関する研究が開花し、著作となって出版されるようになったのは1990年代に入ってからである。³⁹ こうした研究事情の一端から、1980年代から1990年代にかけて中国は国連の場において、「原則に関する態度表明」だけで、⁴⁰ 建設的な政策提言を行っていなかった一因が浮き彫りとなる。つまり、1980年代から中国はハイペースで国際組織には参加したものの、国際組織の仕組みに対する知識を有しておらず、1980年代から1990年代にかけての中国国連参加は中国にとってはいわば、参加を通じて国際機関に関する学習と適応のプロセスでもあった。言い換えれば、少なくとも1990年代までは中国には国際組織を体制内から変革していく能力を有していなかった。

2004年5月末、米軍からイラク人への政権「委譲」を前に、英米が出した決議案をめぐって国連安保理でイラクの体制について議論した際、中国は米英の提案に対する修正案（「Iraq Run By Iraqis」）を提出した。安保理での決議修正案提示は従来の中国の国連活動から見るときわめて珍しいことである。中国案はイラク人の政権がイラクの軍隊の完全な指揮権をもつこと、米軍は大

きな作戦の前にはイラク人の政権に相談しなければならないといった条項が入っている。中国案はフランスやロシア、そして国連加盟国の多くの支持を得ている。⁴¹ 他方、修正案の提出について、中国外務省報道官は中国の目的は米英と対立することではないことを強調した。

国際組織への参加や国際条約への締結を経て、国連に対する中国の理解が深まるなか、国連参加を積極的に行おうと中国の姿勢が芽生え始めたといえよう。そして今後の中国の国連参加はア洋の地域の場合における政策提言や政府間、非政府組織間交流を積極的に行っているのに対し、国否決権を安易に行使しない、会議重視といった国連参加の実務原則は依然として生きているといえよう。

3. 中国の平和維持活動（PKO）

国際社会への参入を通して、中国は国際システムの一員となり、国際規範を受容する姿勢を見せている。そして少なくとも現状において中国は国際システムの維持者であり、アメリカとの協調を最重視している。

他方、国際社会への参入は中国自身にも少なからぬ影響をもたらした。以下、中国のPKO活動への参加をケーススタディに、中国にとっての国際システムの参画がどのような意味をもつかについて考察する。

① PKO参加の決定と中国のPKO「7原則」

1971年中国が国連に復帰してから、国連が紛争に介入することに反対する原則を掲げ、⁴² 1970年代を通じてPKO活動に関する安保理の投票に参加せず、PKO活動にかかわる財政負担も拠出しなかった。

1981年12月19日、中国代表凌青が中国の代表として初めてPKOに関する議決に参加し、賛成票を投じた。1982年1月1日から中国はPKO負担金を交付するようになった。

1984年10月15日、中国はPKOについての7原則を公表した。7原則とは以下のとおりである。1. 中国は国連憲章に合致したPKO活動を支持し、PKO活動は国連が国際平和と安全を維持するための有効な手段の一つであると理解する。2. PKO活動は必ず当事国の要請あるいは同意を得る必要がある。当事国の独立、主権と領土保全を厳格に尊重する。3. 当事国あるいは当事者各者はPKOに協力し、PKO活動で獲得できた時間と好条件を十分に生かし、問題の早期解決を図る。4. 各PKO活動の任務、権限を明確に規定し、いかなる国家あるいは当事者がPKOを利用して私利を図ったり、他国の内政干渉を行ったりしてはならない。5. 各PKO活動の権限は国連安保理に帰する。6. PKO経費は公平、合理的に分担する原則を貫く。7. PKO活動を強化するため、ガイドラインを定め、実際の措置を取る必要があり、PKO特別行動委員会はこの二つの側面から

推進する。⁴³

以上の中国のPKO7原則からわかるように、1. 当事者による要請とすべての当事者の同意、2. 主権尊重と内政不干涉、3. PKO活動の権限の国連安保理への帰属、の3点が中国のPKO活動参加の原則となっている。

1985年国連創設40周年に際し、黄華外相が、PKOについて次のように評価した。「国連は国際衝突を緩和させる方法の一つである。国際衝突の勃発は防げないが、衝突の拡大を防止し、平和的解決に導かせることができることもある。この意味で、国際緊張関係を緩和させる役割がある」。⁴⁴ この黄華発言により、中国が国連PKO活動を「紛争拡大防止」としての役割を評価している反面、紛争予防におけるPKOの役割を当初から想定していなかったことが理解できる。

中国がPKO活動への参加を具体的に検討し始めたのは1986年ごろであったと推測される。同86年中国は中東の停戦監視活動を視察するためにオブザーバーを派遣した。⁴⁵ また、1980年代の『参考消息』をリサーチしてみると、1986年5月末ごろから『参考消息』においてPKO活動についての紹介が飛躍的に増えたことが興味深い。実際1979年から1987年まで国連PKO活動は新規発動されていなかったにもかかわらず、この時期にPKO活動に関する紹介が急激に増えたことは国連PKO活動に対する中国の格別な関心を反映したものと推察できる。

1988年後半になると、『参考消息』や『人民日報』においてPKOにかかわるカンボジアや日本、ソ連の動向が紹介された。1988年7月、カンボジア問題に関する国連案にカンボジアの各当事者が興味を示していること、⁴⁶ さらにシアヌークがPKOを受け入れることに賛成したことが報道された。同時期に、日本が負担金を拠出することが紹介され（1988年7月）、ソ連もPKOに参加する可能性について報道（1988年9月）があった。

PKO活動に対する関心が一段と高まるなか、1988年9月『人民日報』において国連を高く評価する記事も合わせて掲載された。同記事は、地域衝突の政治的解決における国連の役割が強化されている認識を示し、そして平和の獲得と維持に際して、「いかなる個別の国、国家集団や組織が担えない役割を、世界でもっとも影響が大きく、もっとも代表性を有している政治組織である国連が果たせる」と国連に対してきわめて高い評価を下している。⁴⁷

国連PKOのノーベル平和賞受賞が公表される前日の88年9月28日、李鹿野国連大使は国連事務総長に書簡を送り、国連平和維持活動特別委員会（PKO特別委）への参加を正式に申請した。書簡において「国連のPKO活動は平和と安全を維持するための有効な手段の一つであり、地域衝突を緩和し、紛争の平和的解決のための条件作りで積極的な役割を果たしている」⁴⁸ とPKO活動は紛争予防ではなく、紛争の緊張緩和に対して有効であると中国は認識している。

1988年12月6日、国連第43回総会本会議において中国の申請を承認する旨の決議案が採択され、中国はPKOの34カ国目の委員となった。1989年4月俞孟嘉副代表は、平和維持特別行動委員会の会議にはじめて出席、10月末にはPKO要員派遣に関する中国の決定を同委員会で伝えた。⁴⁹

中国は1989年11月ナミビアの独立移行に向けての制憲議会選挙監視のため、国連ナミビア独立

移行支援グループ (UNTAG) に初めて軍事観察員20名を派遣した。⁵⁰これを皮切りに、中国のPKO活動は拡大の傾向を見せた。1990年国連停戦監察機構 (UNISO) にも5名の軍事観察員を派遣した後、1992年カンボジアに47名の軍事観察員とともに400名からなる工兵部隊を初めて派遣した。⁵¹2000年1月5日と12日には、あわせて15名の文民警察が公安部より東ティモール (UNAMET:政治ミッション)⁵²へ派遣された。⁵³これは、海外への初めて文民警察の派遣となる。そして、2001年1月4日、中国は初めてアジア以外の地域へ文民警察 (5名、ボスニア地区に) を派遣した。⁵⁴さらに2004年5月、中国はハイチ安定化ミッション (MINUSTAH) へ初の警察部隊 (125人) の海外派遣を決定した。ハイチは中華人民共和国ではなく、台湾と国交を締結している国であるがゆえに、このミッションへの要員派遣が中国にとって重要な政治的な意味を有していることはいうまでもない。

中国のPKO活動への参加形式が多様化傾向にあるとはいえ、PKO参加国全体から見ると、中国のPKO活動規模そのものは決して大きいとはいえない。中国が現在参加しているPKO活動と派遣人数は図表5にまとめたが、派遣人数で言えば中国は全体の27位に過ぎない。PKO経費負担に関しては、個別の大国の長期にわたる会費滞納を批判する一方で、⁵⁵発展途上国である中国の経済能力を超えたPKO負担は受け入れられないとの立場を示している。⁵⁶2000年国連正常予算とPKO経費負担の決議を経て、2001年から2003年中国正常予算負担は1.541%、1.545%、1.532%、PKOは1.91%となった。⁵⁷

図表5

(単位:人)

	派遣人数	Cilpol	Milob	Troops
国連コンゴ民主共和国ミッション (MONUC)	230		9	221
国連エチオピア・エリトリア・ミッション (UNMEE)	6		6	
国連シエラレオネ・ミッション (UNAMSIL)	6		6	
国連西サハラ住民投票ミッション (MINURSO)	19		19	
国連リベリア・ミッション (UNMIL)	77	5	4	68
国連東ティモール支援団 (UNMISSET)	16	16		
国連休戦監視機構 (UNTSO)	4		4	
国連アフガニスタン支援団 (UNAMA) ※	1	1		
	359 (27位)	22	48	289

国連公表データより筆者作成 (2004年1月31日現在)

※国連アフガニスタン支援団は国連政治ミッション (UN Political Missions) である。

② 中国のPKO活動の限界と前進

上述したように中国のPKO活動は紛争の緊張緩和をその目的に据えており、当事者の同意、主権尊重と内政不干涉、PKO活動に対する国連安保理の全権帰属を原則としている。つまり、中国は冷戦時代のPKO基本原則を強調していたのである。しかし、1990年代に入ってから、国連は人道上の目的から積極的に強制措置をとり、PKO活動を行うようになった。

1992年旧ユーゴスラビアのボスニア・ヘルツェゴビナに対して、国連保護軍（UNPROFOR）が派遣された。1993年から国際的合意を代表していない地域機構である北大西洋条約機構（NATO）が国連活動に協力して支援をスタートした。アメリカが指揮する多国籍軍の作戦によって、国連史上初めて「強制力行使を許されたPKO」である第二次ソマリア活動（UNOSOMⅡ、1993年3月～）が展開された。

こうした一連の動きは、冷戦終結後に展開される非伝統的PKO（nontraditional peacekeeping）の流れを成しており、PKO活動は「紛争予防」と「平和構築」の二つの概念を有する複合型PKOへと変貌していることを表している。いわゆる非伝統的PKOとは以下のような状況のいずれかを指している。1. 政治的解決（settlement）が欠如している。2. すべての当事者の同意を得ていない。3. 武力使用が可能。4. 国連ではなく、国家（national）指導下におかれる。⁵⁸

中国は1992年から中国は「人道的介入」（humanitarian intervention）や、国連憲章第7章で規定されている伝統的PKOから逸脱したPKO活動に反対の姿勢を示している。中国の学者もソマリア問題で国連のPKO活動は国連憲章第7章に規定されている平和維持活動から強制的に平和を形成する範疇に入ったと指摘し、内政を干渉するPKO活動に反対した。⁵⁹ 1994年に行われた17のPKO活動のうち、16が内部衝突に対するものであったことに危機感を覚え、⁶⁰ 大国の操縦を受け、軽率に武力に頼り「強制的に平和を作り出す」PKO活動を批判した。⁶¹ つまり、中国の批判の矛先は、「人道主義の名の下で主権に介入した大国主導型のPKO活動」⁶²、「NATOが国連活動を代行している名ばかりの国連PKO活動」である。⁶³

1995年銭其琛外交部長が第50回国連総会で、中国PKOの新5原則を発表した。新5原則とは、1. 国連憲章を遵守し、特に国家主権と内政不干渉の原則を尊重する。2. 斡旋、調停、交渉などの平和的手段を通じた紛争解決を堅持し、すぐに強制手段を採用すべきではない。人道的介入であっても、軍事手段に訴えるべきではない。3. ダブルスタンス、特に個別あるいは少数の国家の政策主張を国連安保理に押し付けることに反対する。少数の国家が国連の名義を借りて軍事干渉を行うことを許してはならない。4. PKO活動は当事国の同意をまず取り付け、自衛の行動以外の場合、軍事力行使をしないことが有効であることは歴史によって証明済みである。5. 実事求是の精神をもち、条件が熟していないときにはPKO活動を実施すべきではない。特に衝突の当事者になってしまうべきではない。PKOの根本の方向性から離れてはならない。⁶⁴

このPKO新5原則からわかるように、中国は「武力不使用」（国連憲章第2条4項）や内政不干渉（国連憲章第2条7項）、当事国の同意の取り付けといった冷戦時代の伝統的PKOの基本原則に固執している。

実際カンボジアのクメール・ルージュは1992年の途中からUNTACへの批判を強め、要員を拘束するなど一部では実際に敵対的な行為を行ったが、⁶⁵ 中国は引き続きUNTACに参加していた。このように、実際1992年の時点においてでさえ、中国は7原則ないし5原則に拘泥することなくPKO活動に参加していた。コソボのUNMIKはUNTEA以来、国連が初めて直接に行政を執り行

うケースとなった。中国はNATOの軍事行動には反対していたが、コソボ臨時行政当局に特使団派遣には賛成票を投じた。

UNMIKの場合は、基本的に民政機能を果たすことを任務としているのに対し、東ティモールのUNTAETは東ティモールの行政全般の責任、立法および行政権限をすべて付与された。⁶⁶しかし、中国はコソボの失敗と地政学的利害関係から、⁶⁷ 東ティモール問題に関する中国政府の公式言及は少ない。オーストラリアの派兵についても、タイの批判を引用するのみで、直接批判は避けていたという。⁶⁸ 2001年4月、中国は15名の文民警察を東ティモールに派遣した。その後、中国は東ティモールには計5回169名の要員を派遣した。⁶⁹ このように、冷戦終結後PKO活動5原則が完全に満たされることはほとんど不可能であるにもかかわらず、中国は実質のPKO活動を拡大させていった。

こうした中国のPKO活動の実質的前進と裏腹に、『人民日報』において、「個別の国が国連をたてに当事者の承諾なしに『新干渉主義』のもとで軍事力を行使する」ことを批判する記事が掲載されるように、伝統的PKO原則に立ち返るべきで、多国籍軍のPKO参加に反対する学者の論調は現在でもなお主流を占めている。⁷⁰

③ PKO要員の選抜と養成

PKO人員の選抜と養成はPKO活動を管轄する外交部、軍隊の派遣に責任を負う解放軍総参謀部、文民警察の派遣を管轄する公安部の三つの組織が関わっており、縦割りの体制となっている。

解放軍の海外派遣を管轄する組織として、総参謀部の下にPKOオフィスがあり、そこには4人から5人の常駐スタッフがPKO要員の人選とPKO活動の監督、および内外連絡を担当している。そして国連においては解放軍の軍人が情報収集に当たっている。⁷¹

解放軍の海外派遣要員の養成は南京で行われ、期間は3ヶ月である。⁷²

他方、文民警察の派遣には外交部、そして主には公安部がかかわっている。『文民警察を派遣して国連平和維持活動に参加する提案』は公安部と外交部の連名で1998年8月10日に中央に出されたものである。⁷³ 同8月26日、江沢民、朱鎔基ら国家指導者がこの提案を了承した。⁷⁴

その後、公安部人事局に新たに「PKO課」（「維和処」）が設置された。⁷⁵ 2000年3月20日、賈春旺公安部長が召集した幹部会議で、中国人民武装警察部隊学院で「中国PKO文民警察養成センター」（中国維和文民警察培訓中心）を設立することが決まった。⁷⁶ 2000年8月8日、「中国PKO文民警察養成センター」が正式に武装警察学院（北京）に設立された。2001年3月14日、公安部が武装警察学院で「PKO養成部」（「維和培訓部」）を設立することを承認した。⁷⁷ 2002年4月国家計画委員会がアジアのPKO養成基地を目指した総投資額1億5050万元の養成センター建設を正式に許可した。⁷⁸

PKO文民警察は公安系統から選抜する。各省、直轄市、自治区に枠があって、各省、直轄市、自治区の公安厅から推薦を受ける。⁷⁹ 北京で選抜試験が行われる。⁸⁰ 英語（四級以上）、「政治審査」、

業務（専門学校以上の学歴と3年以上の職歴）、イメージ、年齢の5項目が選抜の基準である。最後の試験は国連の試験要求に従い、英語、国際法、自動車の運転と心理テストがある。⁸¹ ここで選抜された要員は出国前の3ヶ月間特訓を受ける。1999年5月から2002年まで5回の養成講座があった。初回は解放軍国際学院に開催された。⁸²

しかし、中国の文民警察派遣は準備不足の状況で突如決定されたがゆえに、文民警察の養成に際しても、要員養成を行いながら養成プログラムが研究、作成される状況にあった。⁸³

中国の警察の素質は高いといわれる。河北の中国人民武装警察部隊学院で3ヶ月間、PKO知識、国際法、軍事地形学、英語、射撃、運転などの12教科を学習した45名の民事警察候補は全員合格したという。⁸⁴

派遣された文民警察は中国国内組織の指導を受ける。PKO文民警察の国内審査の重要な条件の一つである政治条件には、PKO文民警察は共産党員でなければならないとの一条がある。⁸⁵ このため、海外に派遣されたPKO文民警察に対する管理は「臨時党支部」（「臨時党総支」）を通じ行われる。臨時党支部は電子メールを利用し、党の指示を伝達するという。電子メールが利用できない地域においては、電話を使用する。また、休暇をとっているものに対しても電子メール、電話を利用する。⁸⁶

PKO活動の拡大により、管轄の窓口は解放軍、外交部から公安部へと拡大した。この意味で中国のPKO活動により、外交資源の再分配が行われるようになった。また、特に外交問題に関する厳しい管理体制が国内でとられているが、PKO人員の最終試験は国連の基準に従い、スタッフによって行われている。2003年2月、中国はコンゴ（旧ザイール）でのPKOに派遣する予定の解放軍工兵（施設）部隊の写真を公開、2004年5月ハイチに派遣するミッション要員の訓練状況を公開した。このように、海外におけるPKO活動が国連の管轄下におかれることから、PKO活動は「管理外交」の閉鎖的体質に新風をもたらしたといえよう。

文民警察を派遣する意義について、「中国の大国の地位と綜合国力を現し、全体外交にとって必要であり、国際経験や外事工作経験を積んだ人材を養成することができる」との認識が広がっている。⁸⁷ しかし、マス・メディアを通じて、困難に打ち勝つ勇敢で有能な中国ブルーヘルメット部隊のイメージが作り出されているが、⁸⁸ PKO活動に関する国民への説明は必ずしも十分に行われていない。図表6で示されているように、PKO活動の参加によって2004年8月現在中国は7人の犠牲者を出している。国内世論が中国の対外行動を大きく拘束している今日の中国においては、今後PKO活動に対する国民の理解と合意の形成は重要な課題となってくるであろう。

地域	対象国	ミッション	死亡者数
アフリカ	●コンゴ民主共和国	国連コンゴ民主共和国ミッション (MONUC)	1
中 東	★イラク、クウェート	国連イラク・クウェート監視団 (UNIKOM)	1
アフリカ	●リベリア	国連リベリア・ミッション (UNMIL)	1
ア ジ ア	★カンボジア	国連カンボジア暫定統治機構 (UNTAC)	3
アフリカ	★ナミビア	国連ナミビア独立移行支援グループ (UNTAG)	1
合 計			7

国連公表データより筆者作成（2004年8月31日現在）

●現在展開している平和維持活動

★現在活動を終了している平和維持活動

4. おわりに

国際組織への参加に際しては、中国は4つのスタンスを有している。⁸⁹ 1. 「システム大国」としてのスタンスである。国際システムの参加によって、政策決定とルールの形成にかかわり、自国の国益を擁護する。2. 「責任大国」としてのスタンスである。国際ルールと国際規範を受け入れることによって中国は国際社会と協調関係を形成する。3. 「挑戦者」としてのスタンスである。一部の発展途上国を代表して国際組織とルールを改定する選択肢を有している。4. 国際活動の受益者としてのスタンス。発展途上国として国際的援助を受け、あるいは国連活動の経済的受益を得ることによって、中国の経済活動に資する。

国連への中国の参加プロセスから明らかなように、国連において、中国は世界秩序の改編に特別な関心を示しておらず、現在は学習と適応の段階にあるといえる。中国は、国際規範を受容し、米国との協調を重視しながら、国際ルールのなかでプレーすることを選択している。

平和的発展をめぐる中国の外交戦略の論争において、中国は国連を中心に国際社会でより大きな役割を果たすべきだという認識が広く提起されている。また、2004年4月、唐家璇国務委員も今後中国は常任理事国の一員として、最大の発展途上国として国際問題および地域問題により積極的に参加する姿勢を再確認した。⁹⁰

中国のPKO活動への参加は中国の外交資源の再配分につながり、間接的に中国の外交戦略に影響を与えた。他方、中国は内政不干渉や人道的活動に反対の姿勢を示している。この背後に見え隠れしている台湾問題、民主化問題はいわば、中国の国際社会への参加の障害ともなっている。

国際社会への参加によって、中国の内部から変化を起こすトロイの木馬効果も期待されている。⁹¹ つまり、外部世界との連携により、中国政策決定者の政策オプションが限定されているため、国際規範に基づく国際制度が国際ルールから逸脱する中国の行動を拘束している。実際、中国の国内から「国際社会への参加は外部世界に対する影響力を弱めることにつながる」と、⁹² 中国の国際社会への参加に対してさまざまな批判が行われていることもこのトロイの木馬効果を逆説的に立証している。

他方、中国のPKO活動で示されているように、中国の国際参加に関して国内のコンセンサスは必ずしも形成されていない。中国政府は、国際的に受け入れられている国際規範を受け入れ、国際規範に基づいた行動している。しかし、国内規範と国際規範とには微妙なズレが生じている。中国国内における国際規範の社会化プロセスなくして、トロイの木馬効果への楽観論も一筋縄ではいかない。

- 1 『建国以来毛沢東文稿』第1冊、中央文献出版社、1987年、221頁。
- 2 中華人民共和国外交部、中共中央文献研究室主編『毛沢東外交文選』、中央文献出版社、世界知識出版社、1994年、125頁。
- 3 『建国以来毛沢東文稿』、242-243頁。
- 4 張秀娟「周恩来与中国恢復在联合国合法席位的闘争歷程」、『党的文献』、1997年第1期、62頁。
- 5 「毛沢東関与停戦談判問題致高崗、金日成電」、沈志華『中蘇同盟与朝鮮戦争研究』、広西師範大学出版社、1997年、463頁。
- 6 『毛沢東外交文選』、263-274頁。
- 7 劉雄「浅析毛沢東对恢復我国在联合国合法權利的思想变化」、『党史研究与教学』、2001年第1期、81頁。
- 8 『毛沢東外交文選』、554頁。
- 9 熊向暉「毛沢東『没有想到』的勝利（2）——回憶我国恢復在联合国席位的過程」、『山西老年』、1988年第6期、7頁。
- 10 陳相安「中国重返联合国前的日日夜夜」、『蘭台世界』、2004年第2期、38頁。
- 11 熊向暉「毛沢東『没有想到』的勝利（3）——回憶我国恢復在联合国席位的過程」、『山西老年』、1988年第7期、12頁。
- 12 熊向暉「毛沢東『没有想到』的勝利（4）——回憶我国恢復在联合国席位的過程」、『山西老年』、1988年第8期、6-7頁。
- 13 中国の歴代国連代表：黄華1971.11~1976.11、陳楚1977~1980.8、凌青1980.8~1985.7、李鹿野1985.8~1990.5、李道豫1990.5~1993.4、李肇星1993.4~1995.4、秦華孫1995.6~2000、王英凡2000~。（各国連代表の略歴は宗道一「新中国歴任常任联合国代表」、『現代交際』、1995年第11期、35-38頁を参照）。
- 14 芦弘「新中国派赴联合国的第一個代表团（上）」、『縱横』、1998年第8期、16頁。
- 15 「中国与联合国」、『21世紀』、1997年第5期、54頁。
- 16 河辺一郎編「中国の国連政策」、『中国21』、Vol.7、1997年11月、129頁。
- 17 Alastair Iain Johnston & Paul Evans, "China's Engagement with Multilateral Security Institutions", Alastair Iain Johnston & Robert S. Ross ed., *Engaging China: the Management of Emerging Power*, London & New York: Routledge Press, 1999, p.240.
- 18 Banning N. Garrett & Bonnie S. Glaser, "Chinese Perspectives on Nuclear Arms Control", *International Security*, Vol.20, No.3 (Winter, 1995-1996), p.47.
- 19 李少軍「國際核不拡散体制与中国」、王逸舟主編『磨合中的建構：中国与國際組織關係的多視角透視』、中国發展出版社、2003年、59頁。
- 20 Banning N. Garrett & Bonnie S. Glaser, "Chinese Perspectives on Nuclear Arms Control", p.50.
- 21 「中華人民共和国軍品輸出管理条例」の全文については、『中華人民共和国国务院令』（下）、中国民主法制出版社、吉林人民出版社、2001年、2393-2395頁を参照。
- 22 中国軍控与裁軍協會編『2004年國際軍備控制与裁軍報告』、世界知識出版者、2004年、193頁。
- 23 http://www.people.ne.jp/2004/02/13/jp20040213_36572.html（2004年10月4日）。
- 24 「核拡散防止問題に対する中国の立場」、
http://www.china.org.cn/Beijing_Review/BeijingReview/Japanese/99Feb/bjr99-06j-8.html（2004年10月4日）。
- 25 地域軍縮に関する1980年代の中国の姿勢については、Alastair Iain Johnston, "China and arms control in the Asia-Pacific region" (Frank C. Langdon & Douglas A. Ross ed., *Superpower Maritime Strategy in the Pacific*, London & New York: Routledge, 1990, pp.170-204) を参照。

- 26 Samuel S. Kim, "China and the United Nations", Elizabeth Economy & Michel Oksenberg ed., *China Joins the World: Progress and Prospects*, New York: Council on Foreign Relations Press, 1999, p.46.
- 27 凌青「回憶小平同志指導我在聯合國的工作」、中共中央文獻研究室編『回憶鄧小平』、1998年、442頁。
- 28 『鄧小平文選』（第3卷）、人民出版社、1993年、94頁。
- 29 Peter Van Ness, "China and the Third World: Patterns of Engagement and Indifference", in Samuel S. Kim ed., *China and the World: Chinese Foreign Policy Faces the New Millennium*, 4rd ed., Colorado: Westview Press, 1998, p.151.
- 30 *ibid.*, p.153.
- 31 王逸舟「啓動中国与國際組織關係的多維度研究」、王逸舟主編『磨合中的建構：中国与國際組織關係的多視角透視』、中国發展出版社、2003年、31頁。
- 32 江憶恩 (Alastair Iain Johnston) 「美国学者關於中国与國際組織關係研究概術」、『世界經濟与政治』、2001年第8期、49-50頁。
- 33 Nigel Thalakada, "China's Voting Pattern in the Security Council, 1990-1995", Bruce Russett ed., *The Once and Future Security Council*, London: London Press LTD, 1997, p.88.
- 34 Samuel S. Kim, "China and the United Nations", p.61.
- 35 Nigel Thalakada, "China's Voting Pattern in the Security Council, 1990-1995", Bruce Russett ed., *The Once and Future Security Council*, London: London Press LTD, 1997, pp.104-107.
- 36 扈新林、胡曉峰「中美蘇（俄）在聯合國安保理投票協調狀況定量分析」、『系統工程理論与实践』、2002年第7期、99-100頁。
- 37 Samuel S. Kim, "China and the Third World", in Kim, ed., *China and the World: Chinese Foreign Relations in the Post - Cold War Era*, 3rd ed, Boulder, Col.: Westview Press, 1994, pp.141-142.
- 38 河辺一郎、前掲論文、123頁。
- 39 鄭啓榮「聯合國研究在中国——回顧与思考」、『外交学院学報』、2002年第2期、16-22頁。
- 40 劉蓉蓉「改革開放中的中国与聯合國」、『國際觀察』、1995年第5期、12頁。
- 41 *Asia Times*, <http://www.atimes.com> (2004年9月8日)。
- 42 「路透社報道我投票贊成安保理關於聯合國維持和平部隊決議」、『参考消息』、1981年12月19日。
盛洪生『聯合國維持和平行動法律問題研究』、軍事誼文出版社、1998年、89頁。
- 43 宋文榮「聯合國維持和平行動初探」、『北京第2外国語学院学報』、1995年第1期、93頁。
「我代表贊成加強聯合國維持和平的能力、併闡述我对聯合國維持和平行動的原則立場」、『人民日報』、1984年10月17日。
- 44 黃華「肩負起維護世界和平促進國際合作的重任——紀念聯合國成立四〇周年」、『人民日報』、1985年10月18日。
- 45 中共中央組織部并公厅、外經貿部白皮書編委会『領導幹部外事知識讀本』、北京：中国对外經濟貿易出版社、1999年、235頁。
- 46 「聯合國特使艾哈邁德說：東各方对聯合國和平建議感興趣」、『参考消息』、1988年7月5日。
- 47 「聯合國的作用在加強」、『人民日報』、1988年9月10日。
- 48 「我申請加入聯合國維持和平行動特委会」、『人民日報』、1988年9月30日。
- 49 陳友誼編『藍盔在行動——聯合國維和行動紀實』、江西人民出版社、1997年、240頁。
- 50 『領導幹部外事知識讀本』、235頁。
- 51 工兵部隊については、柳穎『中国第一支維持和平部隊——中国赴東軍事工程大隊』、『軍事史林』、1993年第1期、頁を参照。
- 52 唐永勝「中国与聯合國維和行動」、『世界經濟与政治』、2002年第9期、40頁。
- 53 東ティモールにおける国連政治ミッションの参加についての主な日本語研究は以下である。飯田将史「東ティモールPKOと中国」、『國際安全保障』、第29巻第1号、2001年6月、49-67頁。古沢希代子「中国と東ティモール問題」、『中国21』、Vol.7、1997年11月、147-168頁。
- 54 高太存「建設中的中国維和民事警察培訓中心」、『公安教育』、2002年第1期、7頁。
- 55 「聯合國財政危機与成員国拖欠会費」、『國際資料信息』、1998年第3期、14-15頁。
- 56 「中国不能接受大幅增加中国維和經費分額的主張」、新華網、
<http://www.jczs.com.cn/2000-10-06/5927.html/> (2000年10月16日)。
- 57 1999~2000年正常予算分担額は0.9%であった。
- 58 M. Taylor Fravel, "China's Attitude toward U.N. Peacekeeping Operations since 1989", *Asian Survey*, Vol.36,

No.11 (Nov., 1996), p.1106.

- 59 章京「联合国維和行动の歴史と現状」、『国際問題研究』、1994年第4期、10-11頁。
- 60 管敏正「联合国維持和平行動性質初探」、『蘭州學刊』、1996年第2期、61頁。
- 61 仇万紅「联合国維持和平行動簡況」、『時事報告』、1995年第2期、38-41頁。
- 62 黄仁偉「冷戦後联合国維和機制改革的影響及其与国家主權的衝突」、『上海社会科学院學術季刊』、1995年第4期、68-69頁、72頁。
- 63 楊華昇「联合国行動的困境与誤区」、『瞭望』、1995年第31期、1頁。
- 64 中国联合国協會編『联合国基礎知識』、世界知識出版社、2000年、43頁。
- 65 川上隆久「国連平和維持活動再考」、日本国際連合学会編『人道的介入と国連』、国際書院、2001年、145頁。
- 66 同書、143-144頁。
- 67 Bates Gill & James Reilly, Sovereignty, Intervention and Peacekeeping: The View from Beijing, *Survival*, Vol.42, No.3, Autumn 2000, p.48.
- 68 *ibid.*, p.50.
- 69 「維和民警来信」、公安部ホームページ
<http://www.mps.gov.cn/webpage/shouEachSpecial.asp?ID=1334&upID=357> (2004年4月23日)。
- 70 たとえば、慕亜平、陳曉華「世紀之交議維和——对冷戦後联合国維持和平行動的評價与思考」、『法学評論』、2001年第6期、65-72頁。
- 71 Bates Gill & James Reilly, Sovereignty, Intervention and Peacekeeping: The View from Beijing, *Survival*, Vol.42, No.3, Autumn 2000, p.51.
- 72 Bates Gill & James Reilly, Sovereignty, Intervention and Peacekeeping: The View from Beijing, *Survival*, Vol.42, No.3, Autumn 2000, p.52.
- 73 高心滿「联合国維和行动与中国維和实践」、『武警学院學報』、2000年第6期、56頁。
- 74 高太存「建設中的中国維和民事警察培訓中心」、『公安教育』、2002年第1期、6頁。
- 75 張莉「中国警察東帝汶維和之旅側記」、『武警学院學報』、Vol.18, No.6, 2002年12月、43頁。
- 76 高太存「建設中的中国維和民事警察培訓中心」、6頁。
- 77 同上。
- 78 瞿志文、李春增「論中国維和警察培訓与国際接軌的途径」、『武警学院學報』、第19卷第2期、2003年4月、65頁。
- 79 高太存「建設中的中国維和民事警察培訓中心」、『公安教育』、2002年第1期、7頁。
- 80 2002年までに四回の募集があった。
- 81 「甘肅警維和第一任」、公安部ホームページ
<http://www.mps.gov.cn/webpage/shouEachSpecial.asp?ID=1482&upID=357> (2004年4月23日)。
- 82 高太存「建設中的中国維和民事警察培訓中心」、7頁。
- 83 瞿志文、李春增「論中国維和警察培訓与国際接軌的途径」、64頁。
- 84 「祖國的使命高於一切——広州維和警察張振貴」、公安部ホームページ
<http://www.mps.gov.cn/webpage/shouEachSpecial.asp?ID=1632&upID=357> (2004年4月23日)。
- 85 張莉「中国警察東帝汶維和之旅側記」、43頁。
- 86 「東帝汶69名中国維和警察學習貫徹『五條禁令』」、公安部ホームページ
<http://www.mps.gov.cn/webpage/shouEachSpecial.asp?ID=2283&upID=358> (2004年4月23日)。
- 87 高太存「建設中的中国維和民事警察培訓中心」、6頁。
- 88 中国のPKO要員イメージについて、浅野亮「中国」、(財)平和・安全保障研究所『PKO派遣の「戦略的」意義に関する対国内的説明』、平成15年2月、142-161頁に詳しい。
- 89 張登及は「冷戦共参与国際組織の歷程：一個概観」(『中国事務』、2002年7月、第9期、90-105頁)において1-3のスタンスを指摘している。
- 90 「参与全球事務促進和平發展——唐家璇國務委員接受上海『解放日報』記者採訪」、『解放日報』、2004年4月24日。
- 91 Alastair Iain Johnston, "International Structures and Chinese Policy", in Samuel S. Kim ed., *China and the World: Chinese Foreign Policy Faces the New Millennium*, 4rd ed., Colorado: Westview Press, 1998, pp.55-87.
- 92 王逸舟「啓動中国与国際組織關係的多維度研究」、35頁。